

「練馬地域ふれあい食堂」趣旨

かつて練馬における被差別部落には隣保館が存在し、地域の貧困対策、福利厚生の取り組みとして保育園、診療所が運営されておりました。隣保館は老朽化により存続が難しくなり、建て替えを望む地域住民と部落解放同盟等の取り組みと、練馬区の理解の下に練馬区立厚生文化会館として生まれわりました。その後区立厚生文化会館の機能拡充の必要から保育園を地域内に分離独立させ、建替えによる現在の厚生文化会館となりました。

練馬区立厚生文化会館は設置条例によりその目的を「地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的とする。」と定めております。

厚生文化会館がこの目的に沿い、敬老室、児童室、集会室、図書室を備え、それぞれの事業を通じて目的の達成に向けて努力を積み重ねていることは周知の事実です。

一方、現代の貧困の深化と困窮者自立支援の必要性に対しては厚生文化会館の直営事業だけでは対応しきれない状況にあることもまた事実です。

現代の貧困は、経済的絶対貧困だけではなく、社会生活の上で困難を抱えている生活困窮者が増大していること、すなわち相対的貧困が大きな社会問題とされています。

こうした生活困窮者への対応として全国各地において困窮者自立支援法などを活用しながらさまざまな住民参加型の在宅福祉活動が取り組まれており、「こども食堂」や「地域食堂」もその一つです。

「地域食堂」は、必要とする生活困窮者のニーズに対応して開催していくのですが、開催頻度を含め「地域食堂」が関わりをもった人たちの抱える困難な課題をすべて解決できるわけではありません。

しかし、開催することで必要とする人ととの関わりができます。福祉におけるアウトリーチの一つです。

孤食が常態化しているこどもやお年寄り、地域との交流を求めている在宅障害者など必要とされる人たちとのコミュニティーの形成、地域福祉にかかわるネットワークの構築、練馬区の関係機関への橋渡しなど、「こども食堂」や「地域食堂」はその入り口を用意するものです。

私たちは、練馬区立厚生文化会館を会場に「練馬地域ふれあい食堂」を実施したいと考えています。

厚生文化会館は練馬の被差別部落における隣保館がその前身です。部落解放同盟練馬支部と練馬人権センターは部落差別の解消を求めるとともにあらゆる人権問題に真摯に向き合ってきた団体です。練馬地域食堂の取り組みを通じて、ご利用者の皆さまのさまざまな相談にも応じていきたいと思っています。また、人権啓発についても練馬地域ふれあい食堂の取り組みの中ですすめていきたいと考えています。

このことは練馬区立厚生文化会館の目的に合致した取り組みであり、地域における人権確立の取り組みでもあると考えます。

人の世に熱あれ 人間に光あれ

「練馬地域ふれあい食堂」を通じて、人権のまちづくりを進めていきましょう！

「練馬地域ふれあい食堂」概要

1. 名称 練馬地域ふれあい食堂
2. 目的 生活困窮者自立支援法に基づき、練馬の被差別部落における現代の貧困対策として夕食を提供し、生活相談にも応じることにより区と協力しながら地域の福祉増進に寄与することを目的とする。
3. 実施場所 調理場所・・・厚生文化会館 調理実習室
会食場所・・・厚生文化会館 敬老室
4. 開催日 月1回 第三水曜日の夜間、18時から20時
(ただし年に1~2回程度 行事として日曜食を検討)
5. 参加費 こども（中学生まで）無料 おとな300円
(高校生はお手伝い参加で無料、障害者手帳所持者無料、その他生活困窮者等の事情は応相談)
6. 経費 参加費での不足分は寄付金等をあて、最終的赤字は主催団体で負担する
7. 保険 ボランティア保険をはじめ必要な保険に加入する
8. 法令順守 集団給食開始届けを保健所に提出し食品衛生責任者を配置する
9. 対象地域 厚生文化会館周辺（練馬区練馬1丁目から4丁目を原則とする）
10. 宣伝・集客 厚生文化会館だよりとあわせて「地域食堂のお知らせ」を町会をはじめ地域に配布する。その他、民生委員や区の関係機関（練馬総合福祉事務所、練馬子ども家庭支援センター等）に案内状を送付し、必要とされる対象者に呼びかけをお願いする）
11. 実施方法 前々日までに参加予定者を、前日までに従事者を事務局で把握し予定食数を確定させる。
予定食数に基づき、当日午前中に買い出しを行ない、午後1時より会館料理実習室で調理を開始する。
午後6時より会食受付を開始し午後8時まで食事を提供。その後片付けをし午後9時には片付けを終了させる。
なお、食事後の空き時間には子どもたちの勉強の手伝いや、お年寄りの話し相手、各種相談への対応などを行う。